

警 察 庁 生活安全局長
警 察 庁 交通局長
総 務 省 総合通信基盤局長
総 務 省 情報流通行政局長
総 務 省 情報流通行政局郵政行政部長
文部科学省 総合教育政策局長
文部科学省 高等教育局長
スポーツ庁 次長
文 化 庁 次長
厚生労働省 労働基準局長
厚生労働省 医政局長
厚生労働省 子ども家庭局長
厚生労働省 社会・援護局長
厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省 老健局長
厚生労働省 医薬・生活衛生局長
農林水産省 大臣官房長
農林水産省 消費・安全局長
農林水産省 食料産業局長
農林水産省 生産局長
農林水産省 経営局長
農林水産省 農村振興局長
農林水産省 政策統括官
農林水産省 農林水産技術会議事務局長
林野庁長官
水産庁長官
経済産業省 大臣官房長
国土交通省 大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

殿

厚生労働省
職業安定局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
に関する周知及び事業主に対する協力要請について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響による事業主の休業を支援するため、雇用調整助成金の特例を講じておりますが、資金繰りや人員体制の面から雇用調整助成金の活用が困難な中小企業に雇用される労働者については、休業している間に、賃金(休業手当)を受け取ることができない場合に労働者本人から申請することができる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下「休業支援金・給付金」という。)」を本年7月に創設したところです。

休業支援金・給付金の申請に当たっては、事業主から、当該事業主から休業の事実などを証明していただく必要がありますが、一部の労働者、特に日々雇用契約を結び直していたりシフト制で働く方については、就労日が必ずしも明確ではない等の事情により、事業主の協力が得られずに申請・支給に至らない方もいらっしゃるとの声をいただいています。

こうしたことから、改めて事業主の皆さまに協力をお願いすることと併せ、休業支援金・給付金の対象となる「休業」を明確化することとしました。

つきましては、休業を行った事業主の皆様及び休業支援金・給付金の対象となり得る労働者に対して周知徹底を図るため、別添1のとおりリーフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載しているところですので、貴省の所管団体等あて、周知の御協力をお願い申し上げます。

なお、各団体への周知の際の文例を別添2の通り、併せて各団体から傘下企業、会員へ周知する際に活用いただけるよう周知文案を別添3の通り作成しております。周知に際して、併せてご活用ください。

【照会先】

職業安定局 雇用保険課

課長補佐 戸原 智晶

係員 末廣 耕司

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5138)

(直通電話) 03(3502)6771